

子ども・子育て支援推進事業 申請の手引き

みんなが安心して子どもを生み育てられるまち
“おくたま”をめざして



2025年度

☐注意☐ 毎年度申請が必要です

奥多摩町

1. はじめに

(1) 助成を受けるためには

子ども・子育て支援推進事業の助成を受けるためには、毎年度申請が必要です。

2025年度当初は、4月15日までに申請すると4月1日からの認定となり助成を受けることができます。4月16日以降の申請は、申請した日が認定日となりその日から助成の対象日（開始日）となります。

例えば、6月に申請を出した場合・・・

・保育園保育料助成事業の場合

➡6月分の保育料から助成対象（4月・5月分は対象になりません。）

・インフルエンザ予防接種費用一部助成事業の場合

➡申請日・認定日以降の接種から助成対象

他の助成も同様の考え方になりますので、ご注意ください。

Q&A

Q1 申請を忘れていた場合はどのようになりますか？

A1 この制度は申請主義のため、ご本人が申請をされない限り助成されません。申請をされない場合は、交付要件が確認できませんので注意してください。申込締め切り以降の申請については、申請・認定された日・月からが対象となります。

Q2 申請するのが面倒なので、該当する人の手続きを役場側で行ってほしいです。

A2 この事業は、子育て家庭を支援することが目的ですが、町が一方的に支援するのでなく、保護者の方にも一定の責任を負ってもらい、町・保護者・地域が一体となり子育て支援を行うものです。保護者としての意思確認や子どもを養育する義務からご自身で判断し、申請してください。

Q3 振込口座は助成事業ごとに変えてもよいですか？

A3 助成事業ごとに口座を変えることはできません。最初に登録した口座を1年間使用してください。やむを得ない事情で口座を変更するときは、改めて申請書を提出してください。

Q4 助成金の支払いが遅い時がありますが・・・

A4 滞納や口座の変更、審査時に書類の不備等がある場合は、支払が遅れることがあります。

Q5 口座名義は申請者以外でもよいですか？

A5 口座名義は申請者と合わせてください。

(2) 交付要件（助成を受けるための条件）について

申請する方は、下記の①から⑤の事項を全て満たしていないと助成事業の対象となりません。

（ご家族の方全員が下記事項の対象となります。）

①住民税等の未申告者でない。

④学童保育会育成料等を滞納していない。

②住民税を滞納していない。

⑤各種使用料等を滞納していない。

③保育料を滞納していない。

Q&A

- Q 1 住民税等を滞納していると今回の助成対象にはなりませんか？また、家族のうち一人でも滞納しているものがいると助成は受けられませんか？
- A 1 住民税等を滞納している場合は助成対象になりません。また、ご家族で滞納している方がいれば、申請者本人が滞納していなくても助成は受けられません。
- Q 2 年度内に滞納分を支払えばよいのですか？
- A 2 各助成の審査日に交付要件を確認しますので、審査日に滞納がある場合は対象となりませんので注意してください。
- Q 3 『ご家族の方』とは、世帯分離していれば滞納調査に含まれますか？
- A 3 原則住民票上世帯分離していても同一地番であれば生計同一と判断するので、滞納調査には含まれます。

(3) 経過措置世帯について

経過措置世帯とは、審査月に残高不足などにより口座の引き落としができず、税金や使用料などの滞納がある世帯をいいます。
審査月に滞納がある世帯は経過措置世帯として取扱い、期限までに滞納が解消された場合は助成します。

経過措置となり、通知にある納期限までに滞納が解消されないとその時の助成は受けることができなくなりますので、ご注意ください。

ただし、**滞納が続く場合は滞納が解消されても助成の対象となりません。**

Q&A

- Q 1 滞納をしてしまった場合、今後この支援事業は受けられませんか？
- A 1 滞納が解消され次第この支援事業に申請できます。ただし、解消する以前の助成金は遡って助成は受けられません。

(4) 注意点について

- ① 認定通知は必ず保管してください。各種請求時に必要となります。
- ② この事業は町内に住所を有する方の制度ですので、転出された場合は転出日にこの制度の申請資格がなくなります。また、事業によっては遡及して取消すこともあります。
- ③ 証明書等にかかる手数料は申請者の負担となります。
- ④ 前年の滞納がある場合（例：令和6年度の保育料を令和6年度の出納閉鎖期間である令和7年5月末までに支払わない場合）、当該年度においてはこの助成事業の対象となりません。
- ⑤ 家族構成の変更により対象事業が増えた場合は、随時申請をしてください。

2. 申請書の記入について

提出場所：子ども家庭支援センター・役場住民課・保健福祉センター

(1) 産後健康診査等充実事業・産後ケア支援事業【様式第1号】

・詳しい事業内容については、P. 6（産後健康診査等充実事業）P. 14（産後ケア支援事業）をご覧ください。

記入例

申請日を記入してください

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

子ども・子育て支援推進事業助成金等交付申請書

本人(母親)かご家族の方

奥多摩町長 殿

申請者 住所

氏名

(対象者からみた続柄)

電話

助成金(産後健康診査等充実事業・産後ケア支援事業)を受けたく次のとおり申請します。

対象者	氏名 (母親)		生年月日	
-----	------------	--	------	--

* 下記事項について調査することを承諾し、署名します。

- ① 同一世帯内の税金等の支払い状況
- ② 保育料支払い状況
- ③ 学童保育会育成料等支払い状況
- ④ 各種使用料等支払い状況
- ⑤ 就学援助の受給状況

承諾者氏名

振込先 金融機関名		支店名	
口座番号 (普通預金)			
(ふりがな) 口座 名義人	口座名義人は、申請者と必ず同じにしてください。		

* 振込口座の名義人は申請者に限ります。

(2) 子ども・子育て支援推進事業助成金等交付申請書【様式第2号】

・詳しい事業内容については、P. 6～P. 14 をご覧ください。

記入例

様式第2号（第4条関係）

申請日を記入してください

年 月 日

子ども・子育て支援推進事業助成金等交付申請書

奥多摩町 長 殿 申請者 住所 奥多摩町

保護者の方（口座名義人と同一）

氏名

申請者の家族状況等

電話

区分	氏 名	ふりがな	続柄	生年月日	性別	学校名・学年
保 護 者						
対象者 1	世帯員全員を記入してください。 学校名・学年は必ず記入してください。例：〇〇高校・2年 （新年度申請の場合は、進級学年を記入）				男・女	
対象者 2					男・女	
対象者 3					男・女	
対象者 4					男・女	

下記助成金等を次のとおり申込みます。

※項番1、2、7、8の助成事業については、上記対象者1～4に対して希望するものに「○」をしてください。

※項番3～6、9、10については、「○」をしなくてください。認定事由をこちらで審査しますので、認定後、

助成を希望されない場合は、ご連絡下さい。

助成事業名	対象者 1	対象者 2	対象者 3	対象者 4
1.インフルエンザ予防接種費用一部助成事業				
2.ファミリー・サポート・センター利用助成及び病後児預かり助成事業				
3.保育園保育料助成事業				
4.学童保育会育成料助成事業（ひとり親・多子家庭）				
5.ひとり親・多子家庭ごみ処理支援事業				
6.多子家庭水道料金一部支援事業				
7.高校生等通学 定期代助成事業	電車・モノレール 町内バス（自宅最寄りバス停： ）			
8.高校生等通学支援事業	※希望する方に「○」			
9.入園・入学・進学・高校卒業等支援事業				
10.中学生制服等支援事業				

希望する事業に○をつけて
ください。
グレーになっている事業
は、認定事由をこちらで審
査しますので、○をつけな
くても結構です。

助成金受取口座 ※指定される口座は、申請者と同一名義のみ指定可能です。

金融機関名	支店名	口座番号	口座名義（ふりがな）
口座名義人は、申請者と必ず同じにしてください。			

※高校生等通学支援事業のガソリン券を申請する方は、在学（学校名・氏名・学年）を証明するものを添付してください。

※下記事項について調査することを承諾し、署名します。

①同一世帯内の税金等の支払い状況 ②保育料支払い状況 ③学童保育会育成料等支払い状況 ④各種使用料支払い状況 ⑤就学援助の受給状況

承諾者

(3) 不妊検査・不妊治療助成事業、不育治療助成事業【様式第3号】

・詳しい事業内容は、P. 13をご覧ください。

記入例

申請日を記入してください

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

子ども・子育て支援推進事業助成金等交付申請書

奥多摩町長殿

夫または妻のどちらか

申請者 住所
氏名
電話

助成金（不妊検査・不妊治療助成事業、不育治療助成事業）を受けたく次のとおり申請します。

※希望する助成金に「○」をしてください。

不妊検査助成事業	不妊治療助成事業	不育治療助成事業
----------	----------	----------

	対 象 者 氏 名	生 年 月 日
夫	夫と妻、それぞれ記入してください。	
妻		

過去にこの助成金を他の自治体で受けたことがありますか

な い ・ あ る → 過去（ ）回受けた 自治体名

（ ）年頃

下記事項について調査することに同意します。

- ①同一世帯内の税金等の支払い状況②保育料支払い状況③学童保育会育成料等支払い状況
④各種使用料等支払い状況⑤就学援助の受給状況

*他の助成制度との関係で、東京都等に照会する場合があります。

夫

妻

振 込 先 金融機関名		支 店 名	
口座番号 (普通預金)			
(ふりがな) 口 座 名 義 人	申請者と必ず同じにしてください。		

* 振込口座の名義人は申請者に限ります。

3. 各種事業内容と申請方法

(1) 産後健康診査等充実事業

産後健康診査等（乳幼児1か月健診の費用を含む）にかかる費用を助成します。

＊産後健診 ＋ 乳幼児1か月健診費用の10,000円を限度に1回助成します。

請求書の提出	あり【様式第5号】
請求の時期	随時（翌年4月10日まで）
添付するもの	領収書

☞認定を受けないで、健診をされた場合は対象となりません。

☞産後健診と乳幼児1か月健診以外の診療費は対象となりません。

Q&A

Q1 出産後に申請をすればよいですか？

A1 妊娠届提出後であれば、出産前でも申請することができます。ただし、出産が申請した年度でなかった場合は、翌年度に再度申請が必要となります。（予定日が3月1日のため申請したが、予定日より遅れて3月15日に出産し、産後健診が翌年度の4月になる場合は再度申請をお願いします。）

Q2 請求はどのように、いつまでにすればよいのでしょうか？

A2 指定の請求書（様式第5号）に領収書を添付し随時請求してください。ただし、3月に受診した場合は、4月10日までに請求してください。

(2) インフルエンザ予防接種費用一部助成事業

接種時に生後6か月以上19歳未満（高校3年生）までの子どもを対象に「インフルエンザ予防接種」の費用の一部を助成します。

＊1人1回2,000円／年を限度に助成します。

請求書の提出	あり【様式第6号】
請求の時期	随時（翌年4月10日まで）
添付するもの	領収書

☞町内の医療機関が対象となります。（町外の医療機関は対象外です。）

☞支払後に助成しますので、領収書（原本）は必ずお持ちください。

☞医療機関により予防接種費用が違います。接種する場合は各自確認してください。

☞1回の接種費用が2,000円を超えない場合は、その領収書の金額を助成します。

☞認定を受けずに接種した場合は、対象となりません。

☞予防接種は10月から翌年2月の間に接種してください。

Q&A

Q1 諸事情により町外の医療機関で接種した場合、助成の対象となりますか？

A1 主治医の指示により町外の医療機関で接種した場合は、助成の対象となります。

Q 2 医師に2回接種を勧められても助成は1人1回ですか？

A 2 年齢によっては医師に2回接種を勧められますが、助成は1人1回です。インフルエンザの予防接種は、任意の予防接種（法律で定められていない予防接種）で、町が特別に補助をしているため町の基準で1回の助成となります。

（３）ファミリー・サポート・センター利用助成及び病後児預かり助成事業

ファミリー・サポート・センターの利用会員、両方会員または病後児預かりユーザー会員の方に事業利用分の支払額を助成します。

＊子ども1人につき、7,000円／年を限度に助成します。

請求書の提出	あり【様式第7号】
請求の時期	随時（翌年4月10日まで）
添付するもの	助成金請求内訳書（請求書および内訳書は事業利用後に送付します）

☞ファミリー・サポート・センター又は病後児預かり事業の会員登録が必要です。

（会員登録については、子ども家庭支援センターへお問い合わせください。）

☞宿泊は助成の対象となりません。（ファミリー・サポート・センター事業の場合）

☞交通費は助成の対象となりません。

（４）保育園保育料助成事業

町内保育園に通園しているお子さんの保育料を全額助成します。

請求書の提出	なし
請求の時期	—
添付するもの	—

☞支払後に助成しますので、必ず一度保育料を支払ってください。

☞申請していない場合は、助成制度を活用できませんので注意してください。

☞申請・認定された月からが助成の対象となります。

☞認定された後は、特に請求書等を提出していただく必要はありませんが、審査月に交付要件が満たされない方は助成が受けられません。

Q&A

Q 1 子どもが町内保育園に通園していれば、1人でも無条件で無料になるのですか？

A 1 町内保育園に通園していれば該当しますので、申請をしてください。

ただし、保育料を口座引き落としにより支払った後に交付要件を確認するため、無条件で無料になるということではありません。

Q 2 保育園に通っている子どもが何人いるか保育園の担当で把握しているのであれば、支払い後に助成するのではなく、最初から無料にできませんか？

A 2 この事業は、子育てを頑張っている方を支援する事業であり、義務を負わない方は対象外となります。申請に基づき交付要件を確認しますので、ご理解をお願いいたします。

(5) 学童保育会育成料助成事業

ひとり親家庭と多子家庭へ学童保育会育成料を助成します。

＊子ども1人につき 3,000円／月を限度に助成します。

請求書の提出	なし
請求の時期	—
添付するもの	—

☞支払後に助成しますので、必ず一度育成料を支払ってください。

☞申請していない場合は、助成制度を活用できませんので注意してください。

☞申請・認定された月からが助成の対象となります。

☞認定された後は、特に請求書等を提出していただく必要はありませんが、審査月に交付要件が満たされない方は助成が受けられません。

☞おやつ代（2,000円）は対象になりません。

Q&A

Q1 「ひとり親家庭」と「多子家庭」の条件はありますか？

A1 この事業で規定している「ひとり親家庭」とは、児童扶養手当受給者（児童扶養手当証書を有する者）をいいます。「多子家庭」とは、対象となるお子さんが3人以上いる世帯をいいます。

(6) ひとり親・多子家庭ごみ処理支援事業

ひとり親家庭と多子家庭へ指定ごみ袋購入費を助成します。

＊1世帯当たり 500円／月×12か月を助成します。

請求書の提出	なし
請求の時期	—
添付するもの	—

☞指定ごみ袋はご自分で購入してください。

☞申請していない場合は、助成制度を活用できませんので注意してください。

☞申請・認定された月からが助成の対象となります。

☞認定された後は請求書等を提出していただくことはありませんが、審査月に交付要件が満たされない方は助成が受けられません。

Q&A

Q1 子どもが3人いれば助成が受けられますか？

A1 この事業の対象となる子どもが3人以上いる場合は助成の対象となりますので、申請をしてください。交付要件確認後、助成をします。

Q2 子どもが多いと月500円分では足りないと思うのですが・・・

A2 子どもが多ければその分ごみも増えると思いますが、この制度はひとり親世帯と多子家庭世帯に助成する制度ですので、ご理解をお願いします。

(7) 多子家庭水道料金一部支援事業

多子家庭の水道料金を助成します。

＊1世帯当たり1,000円／月×12か月を助成します。

請求書の提出	なし
請求の時期	—
添付するもの	—

☞多子家庭であっても、児童扶養手当を受給している世帯は助成が受けられません。

(児童扶養手当制度での水道料金免除があるため)

☞申請していない場合は、助成制度を活用できませんので注意してください。

☞申請・認定された月から助成の対象となります。

☞認定された後は特に請求書等を提出していただくことはありませんが、審査月に交付要件が満たされない方は助成が受けられません。

Q&A

Q1 都営水道になっても助成は受けられますか？

A1 申請され、交付要件に該当すれば助成対象になります。

Q2 現在、祖父・夫婦・子供3人で住んでおり、祖父の名義になっていますがその場合も助成対象になりますか？

A2 交付要件に該当すれば助成対象になります。

(8) 高校生等通学定期代助成事業 ◎電車・モノレール

高校生等の通学定期代(電車・モノレール)を全額助成します。

＊6か月定期代(学校までの最も低額な経路)を算定基準として、高校生等のいる世帯に年2回助成します。

※高等学校や高等専門学校など、高校卒業の資格が取得できる学校に通う者

請求書の提出	あり【様式第9号】
請求の時期	年2回(前期分:10月10日/後期分:翌年4月10日)
添付するもの	生徒手帳の写し等(学校名・学年・氏名の記載のあるもの)

※前期分の提出期限を過ぎて請求された場合は、後期の請求分と合わせて助成します。

ただし、後期分の提出締め切りを過ぎての請求はできませんので、ご注意ください。

☞支払後に助成しますので必ず一度定期代を支払ってください。

☞申請していない場合は、助成制度を活用できませんので注意してください。

☞申請・認定された月からが助成の対象となります。

☞証明書類として生徒手帳の写し等(学校名・学年・氏名の記載があるもの)を申請書に添付してください。

☞証明書類として領収書等(使用者の名前・購入した期間・金額を記載したもの)を請求書に添付してください。

☞寮生活などで、年間を通して自宅から学校に通学していない高校生等は、町に住所が登録されていてもこの事業の対象となりません。

Q&A

Q 1 対象者の範囲は？

A 1 町内に住所を有する 18 歳までの高校生等が対象です。留学等により 18 歳を過ぎて高校に通っている場合はご相談ください。

Q 2 学生でないといけないのですか？

A 2 通学費の助成となりますので、通勤は対象となりません。また、途中でやめてしまった場合も同様です。

Q 3 定期券を購入するときに助成していただけるのですか？

A 3 定期券購入後の請求により、助成します。

Q 4 請求をする際に必要な書類はありますか？

A 4 電車・モノレールの 6 か月定期代を算定基準の上限として助成しますので、6 か月在学した証明として、生徒手帳の写し等（学校名・学年・氏名の記載があるもの）を添付してください。

（８）高校生等通学定期代助成事業 ◎町内バス

高校生等の通学定期代（町内バス）を全額助成します。

＊ 6 か月定期代（自宅から最寄り駅までの最も低額な経路）を高校生等のいる世帯に年 2 回助成します。

請求書の提出	あり【様式第 10 号】
請求の時期	年 2 回（前期分：10 月 10 日／後期分：翌年 4 月 10 日）
添付するもの	対象者氏名・期間・金額が記入された領収書

※前期分の提出期限を過ぎて請求された場合は、後期の請求分と合わせて助成します。

ただし、後期分の提出締め切りを過ぎての請求はできませんので、ご注意ください。

☞ 支払後に助成しますので必ず一度定期代を支払ってください。

☞ 実際に利用された期間の金額分を助成するものです。

☞ 申請していない場合は、助成制度を活用できませんので注意してください。

☞ 申請・認定された月からが助成の対象となります。

☞ 証明書類として領収書等（使用者の名前・購入した期間・金額を記載したもの）を請求書に添付してください。

☞ 寮生活などで、年間を通して自宅から学校に通学していない高校生等は、町に住所が登録されていてもこの事業の対象となりません。

Q&A

Q 1 町内を運行しているバスだけですか？

A 1 そのとおりです。対象となる地域は、自宅から一番近いバス停が大丹波地区、境地区、小河内地区、寺地バス停以西となります。

Q 2 学校最寄りの駅から学校までの区間 350 円分の定期券を購入し、自宅から自宅最寄り駅までの区間 170 円分を請求してもよいですか？

A 2 町内で使用する区間分以外の定期券を購入した領収書が添付された場合は、助成の対象となりません。

(9) 高校生等通学支援事業 ◎タクシー・ガソリン券

通学時にタクシーを利用した際の料金、

または自家用車等を使って送迎した際の燃料代をガソリン券として助成します。

※タクシーは、1世帯年間5,000円を限度として助成します。

※ガソリン券は、1世帯年間5,000円を限度として配布します。

請求書の提出	あり【タクシー利用助成のみ：様式第11号】
請求の時期	随時（翌年4月10日）
添付するもの	領収書（タクシー利用時のみ）

※新年度の申請時に生徒手帳の写し等（学校名・学年・氏名の記載のあるもの）が必要になります。（タクシー利用助成の場合は不要）

※タクシーを利用された方は、請求書の提出が必要です。

☞支払後に助成しますので、タクシーを利用する際は必ず一度料金を支払ってください。

☞ガソリン券の利用は、町内ガソリンスタンドが対象となります。（町外は対象外）

☞タクシーとガソリン券の併用はできません。

☞申請していない場合は、助成制度を活用できませんので注意してください。

☞4月15日までに申請・認定された方でタクシーを選択した方は、4月1日以降の利用が対象となります。4月16日以降に申請された方及びガソリン券を選択した方は、認定日以降の利用が対象となります。

Q&A

Q1 ガソリン券は高校生1人につき5,000円ですか？

A1 子どもの数に関係なく1世帯年間5,000円になります。また、タクシーを選択した世帯は、1世帯年間5,000円を限度に助成します。

Q2 どのような状況で使用することを想定していますか？

A2 例えば、部活の朝練等でちょうどよい電車がなく青梅発の電車に乗るために送った場合のガソリン代を助成します。また、帰りが遅くなり青梅駅から（青梅から奥多摩間など）タクシーで自宅へ帰る場合も対象となります。

(10) 入園・入学・進学・高校等卒業支援事業

保育園等入園者、小・中学校入学者、高等学校等進学者・卒業者の保護者に入学・進学時にかかる費用を助成します。※各1回を限度とする。

◎保育園等入園者	10,000円	○小学校入学者	20,000円
△中学校入学者	40,000円	□高等学校等進学者	50,000円
★高等学校等卒業者	50,000円		

請求書の提出	あり【高等学校卒業者のみ：様式第12号】
請求の時期	翌年4月10日まで
添付するもの	卒業証明書または卒業証書の写し

※高等学校等進学の場合は申請時に生徒手帳の写し等（学校名・学年・氏名の記載があるもの）が必要になります。

※高等学校等卒業の場合は、卒業後に請求書の提出が必要になります。

☞申請していない場合は、助成制度を活用できませんので注意してください。

☞認定された後は特に請求書等を提出していただくことはありませんが、審査月に交付要件が満たされない方は助成が受けられません。ただし、高等学校等卒業者のみ卒業後に請求書等の提出が必要です。（後期分の締切日までに請求が無い場合は助成を受けられません。）

☞入園については、年長児の場合は当該年度の12月までに入園した方が対象です。

☞すでに一度入園支援事業を受けた方は、転園等されても対象となりません。

☞古里・氷川保育園に他市等から通園されていた方が、奥多摩町に転入した場合はこの事業の対象となります。（年長児の場合は、12月までの入園が対象です。）

Q&A

Q1 町外の学校の場合でも、入学すればもらえるのですか？

A1 申請し、交付要件に該当すれば助成が受けられます。ただし、町外から転入されて、そのまま前住所地の学校へ通学する場合は助成の対象となりません。

(11) 不妊検査・不妊治療助成事業

不妊検査・不妊治療にかかる費用を助成します。

◎不妊検査 夫婦で限度額 50,000円/年

○不妊治療 夫婦で限度額 150,000円/年

※年間の限度額以内であれば、回数の制限はありません。

請求書の提出	あり【様式第13号】
請求の時期	随時（翌年4月10日）
添付するもの	領収書

☞支払後に助成しますので**必ず一度受診料を支払ってください。**

☞認定を受けないで受診をされた場合は対象となりません。

☞4月15日までに申請・認定された方は、4月1日以降の受診から対象となりますが、4月16日以降に申請された方は、認定日以降の受診が対象となります。

☞他の制度等により助成を受けている場合は、その額を控除した金額を助成します。

☞入院時の食事療養費・差額ベッド代・文書料等は、助成対象外です。

☞社会保険等の高額療養費、申告の医療費控除等を受ける場合は該当になりません。

Q&A

Q1 東京都の特定不妊治療を受けていますが、併用できますか？

A1 可能です。ただし、東京都の助成額を控除した金額を奥多摩町で助成します。

Q2 医師の診断書は必要ですか？

A2 不妊検査・不妊治療を受診した後、医師・医療機関に請求書の証明欄を記載してもらい、提出してください。

Q3 所得制限や年数制限はありますか？

A3 所得制限や年数制限はありません。

Q4 助成の対象となる検査・治療の範囲は？

A4 保険適用分・保険適用外分いずれも助成の対象となります。

(12) 不育治療助成事業

不育治療にかかる費用を助成します。

◎限度額150,000円/回

※限度額以内であれば、回数の制限はありません。

請求書の提出	あり
請求の時期	随時（翌年4月10日）
添付するもの	領収書

☞支払後に助成しますので**必ず一度受診料を支払ってください。**

☞認定を受けないで受診をされた場合は対象となりません。

☞4月15日までに申請・認定された方は、4月1日以降の受診から対象となりますが、4月16日以降に申請された方は、認定日以降の受診が対象となります。

☞他の制度等により助成を受けている場合は、その額を控除した金額を助成します。

☞入院時の食事療養費・差額ベッド代・文書料等は、助成対象外となります。

☞社会保険等の高額療養費、申告の医療費控除等を受ける場合は該当になりません。

Q&A

Q 1 医師の診断書等は必要ですか？

A 1 不育治療を受診した後、請求書に医師・医療機関に証明欄を記載してもらい、提出してください。

Q 2 所得制限や年数制限はありますか？

A 2 所得制限や年数制限はありません。

Q 3 助成の対象となる検査・治療の範囲は？

A 3 保険適用分・保険適用外分いずれも助成の対象になります。

(13) 中学生制服等支援事業

町立中学校に入学（転入の場合も含む）する生徒の制服等1セットの購入費用※を助成します。（毎年度、町教育委員会が提示する制服等の金額）

※奥多摩町就学援助費補助事業を受けている方は助成の対象外となります。

請求書の提出	なし
請求の時期	—
添付するもの	—

☞制服代等を支払後に助成しますので、必ず一度制服代を支払ってください。

☞申請していない場合は、助成制度を活用できませんので注意してください。

☞認定された後は特に請求書等を提出していただく必要はありませんが、審査月に交付要件が満たされない方は助成が受けられません。

☞他の制度等により制服等の援助を受けている方は対象となりません。

(14) 産後ケア支援事業

産後ケア事業を利用した際の自己負担金（全額）と交通費（上限15,000円×利用回数）を助成します。

請求書の提出	あり【様式第14号】
請求の時期	随時（翌年4月10日まで）
添付するもの	領収書（産後ケア自己負担金・タクシー利用時）

☞支払後に助成しますので、必ず一度自己負担額を支払ってください。

☞認定を受けずに利用した場合や、請求時に領収書が添付されていない場合は助成の対象となりません。

Q&A

Q 1 請求はどのように、いつまでにすればよいのでしょうか？

A 1 指定の請求書（様式第14号）に領収書を添付し随時請求してください。
ただし、3月に利用した場合は、4月10日までに請求してください。

Q 2 交通費はどのように請求すればよいのでしょうか？

A 2 タクシーを利用した場合は、請求書の移動経路と交通費の欄を記入し、領収書を添付してください。公共交通機関及び自家用車を利用した場合は、請求書の移動経路を記入し、金額欄には公共交通機関の料金を記入してください。（自家用車使用の場合も電車やバスの利用料金を支払います。）

4. 申請から請求までの流れ

①様式第1号・第3号 申請イメージ

事業名 月	産後健康診査等 充実事業	不妊検査・ 不妊治療助成事業	不育治療助成事業	産後ケア支援事業
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
4月				
5月				

①随時申請を受付

②認 定

③請 求

④審査後支払

②様式第2号 申請イメージ

事業名 月	インフルエンザ予防接種 費用一部助成事業	ファミリーサポート・センター 利用助成及び 病後児預かり助成事業	保育園保育料助成事業	学童保育会育成料助成事業	ひとり親・多子家庭ごみ処理 支援事業	多子家庭水道料金一部支援事業
4月	申請受付【15日まで】					
5月	認定決定通知 送付					
6月	予防接種実施時期 請求・審査・助成	随時 請求・審査・助成				
7月			4～6月分 審査			
8月			助成			
9月						
10月			7～9月分 審査	4～9月分 審査	4～9月分 審査	4～9月分 審査
11月			助成	助成	助成	助成
12月						
1月			10～12月分 審査			
2月			助成			
3月						
4月			1～3月分 審査	10～3月分 審査	10～3月分 審査	10～3月分 審査
5月			助成	助成	助成	助成

事業名 月	高校生等通学定期代助成事業 【電車・町内バス】	高校生等通学支援事業 【タクシー・ガソリン券】	入園・入学・進学・ 高校卒業等支援事業	中学生制服等支援事業
4月	申請受付【15日まで】			
5月	ガソリン券・認定決定通知 送付			
6月		タクシー 随時 請求 ・ 審査 ・ 助成	審査・支払	審査・支払
7月				
8月				
9月				
10月	4～9月分 請求 審査			
11月	助成			
12月				
1月				
2月				
3月				
4月	10～3月分 請求 審査		請求(卒業) 審査	
5月	助成		助成	



お問い合わせ先

〒198-0105

東京都西多摩郡奥多摩町小丹波108番地

奥多摩町子ども家庭支援センター

TEL 0428-85-2611

FAX 0428-85-1300